

# 電波法・放送法の 外資規制に係る改正

制度調査部  
堀内勇世

## 【要約】

10月26日、電波法と放送法の改正法が成立した。  
これにより、「放送局に対する外資規制」の改正も行われている。  
これまでの直接出資規制に加えて、間接出資規制も導入している。  
外資規制の改正部分の施行日は、来年春といわれている。

## 電波法・放送法の改正

平成17年(2005年)10月26日、**電波法と放送法の改正法が成立**した。この改正法の正式名は、「電波法及び放送法の一部を改正する法律」である。

この改正法により、「**放送局に対する外資規制**」の改正などが行われている。

「放送局に対する外資規制」は、現行の電波法や放送法にも規定されている。例えば、地上放送の場合、株式会社である放送事業者(放送局)がその総議決権の20%以上を外国法人に保有されると、放送免許が取消されるとされている(現行の電波法5条4項、75条)。

しかしながら、現行の電波法や放送法の下での外資規制は、直接出資のみを対象にしており、現在の状況に合わなくなってきた。そこで、**間接出資も対象**とすべく改正が行われた。

## 外資規制の改正の概要

### 1. 地上放送について間接出資規制を導入

地上放送については、以下の理由を考慮して、**間接出資規制を導入**している(改正後の電波法5条4項)。

- ・ 国民的財産である公共の電波を使用するものであり、その有限希少性が強い
- ・ 政治、文化、社会等に大きな影響力を有する言論報道機関として重要な役割を担う
- ・ 災害情報等をはじめとする国民生活に不可欠な情報を提供している
- ・ 米国、仏国等諸外国においても間接出資規制を導入している(参考1)

ただし、衛星放送については、英国、米国、仏国において適用されている事例も無く、また、メディアとしての普及・発展段階にあること等から、今回は間接出資規制の対象としていない（改正後の電波法5条4項）。

## 2. 間接出資規制の基本的な枠組み

情報通信分野における間接出資規制については、先例として、NTTの例が存在する（日本電信電話株式会社等に関する法律6条等参照）。

そこで、NTTにおける間接出資規制を参考にしている。

しかしながら、省令（総務省令）に委ねられた部分も多いので、今後規定（もしくは改正）される省令に注意しなければならない。

なお、大枠は以下のとおりである。

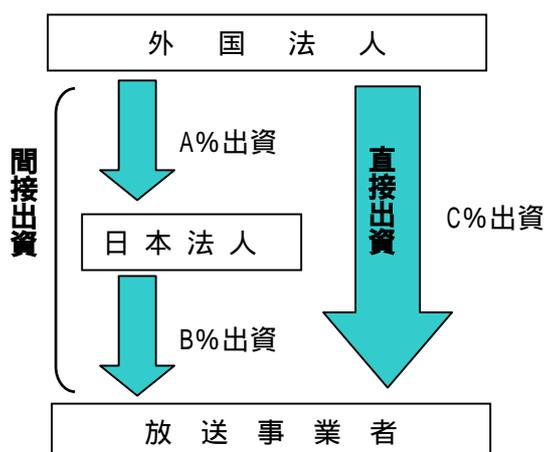
### （1）外資規制比率

現行の外資規制比率、つまり総議決権の5分の1未満（20%未満）でなければならないとする基準自体は変更していない。

### （2）間接出資の場合の計算

間接出資の場合の計算は、かけ算を基本としている。

図1 間接出資、直接出資の例



（出所）総務省公表資料資料より

（筆者注）「A%出資」「B%出資」「C%出資」と記載されているが、議決権割合であるので注意が必要である。

例えば、図 1 の例で言えば、図 2 のようになる。

図 2 計算例

$$\left[ \frac{A}{100} \times \frac{B}{100} \right] + \frac{C}{100} < \frac{1}{5}$$

( 出所 ) 総務省公表資料より

### ( 3 ) 間接出資規制の対象

間接出資の場合、一定割合以上の出資を計算の対象とするとされている。

つまり、図 1 の例で言えば、「 A % 」、「 B % 」がそれぞれ一定割合以上の場合のみ、**間接出資規制の対象**となるとされている。

なお、このときの「一定の割合」は、今後、省令(総務省令)で定められる。定める際の参考として考えられているのが、「 5 % 」、「 10 % 」という割合である。それぞれの数字の出所は、次のとおりである。

5%	証取法の大量保有報告書の報告義務対象
10%	現在の N T T の間接出資規制の対象

また、一定割合以上の出資のみを間接出資規制の対象とするという仕組みについては、平成 17 年 4 月 14 日に開催された、情報通信審議会情報通信政策部会(第 18 回)の議事録が参考になる。そこで参考までに、安藤放送政策課長の該当する発言を以下に引用する。

それから、この計算の対象でございますけれども、先ほど N T T の場合には 10 % という、ある意味で裾切りがなされておりますが、この点について 10 % にするか、 5 % にするかについては、関係各方面のご意見、それから放送局に対する内国法人、外国法人の株式の保有の実態、実効性の確保、そういったさまざまな観点から最適なものを今後選択していくということでございます。(…略…)

なお、ここで若干わかりにくいのでございますけれども、間接出資規制のほうは、あくまでこの絵(筆者注:図 1 のこと)でいきますと、 1 の外国法人が日本法人に対して一定程度以上株式を保有している場合に対象となるということでございます。例えば、ある日本法人の外資比率が 50 % とか、 60 % になっている会社もございませぬけれども、その中で、その場合の外国人の出資の状況が非常に細かい、 1 % 未満のような出資の積み重ねで 50 % になっているというような場合は、そもそも裾切りで対象にならない。そういう会社が日本法人に対して出資すること自体は、間接出資の計算の対象から外れます、この規制の外になるということです。たまたま 50 % ぐらい外国人の保有株式があつて、その中に、例えば 30 %、 1 の外国法人で出資していると、こういうような例が出てきた場合には、多分裾切りの関係からいっても対象になってしまう。例えば 33 % も外国人が日本法人の株式を持っておれば、特別議決も否決できる状態ですから、相当程度影響力を日本法人に対して持っているわけです。そういう日本法人を経由して、その日本法人が例えば放送局の株式を 50 % 持っているということになれば、これはある意味では外国人の影響が直に放送局に実質来るといふことになりますので、そういったような場合には、間接出資の部分まで見て、外資規制の実効を確保するというようなこと

であります。ですから、一たん裾切りしますので、細かく持たれている分は間接出資の対象にならないと。

したがって、そういう意味では、投資目的でどんどん日本の株を買っておられるという場合には、その部分について言うと、決してこれが制約になるということではなくて、どんどんそういった投資は円滑に進むものという前提のもとで制度をつくったということで、そこをちょっとご理解いただければと思います。

### 3. 株主名簿の記載等の拒否、議決権の制限

#### (1) 株主名簿の記載等の拒否

間接出資に係る日本法人からの名義書換請求等に対応して、**株主名簿に記載等すると外資規制に抵触することとなる場合、放送事業者は記載等を拒否できる旨の規定**が整備されている（改正後の放送法 52 条の 8 参照）。

例えば、次のようになる。日本法人が、放送事業者に対して名義書換請求をした。その日本法人の議決権の 40% をある外国法人が握っていた。その際、その日本法人の名義書換請求を認めると、外資規制の 20% を超えてしまう状態にあった。そのような場合には、放送事業者は名義書換請求を拒否できるとされている。

#### (2) 議決権の制限

間接出資に係る外資比率が増加する場合において、(1)の方法では対応できず、**外資規制に抵触することとなるときは、抵触しないように外国法人又は間接出資に係る日本法人が有する放送事業者の株式の一部は議決権を有しないこととする旨の規定**が整備されている（改正後の放送法 52 条の 8 参照）。

つまり、簡単な例で言うと、次のようになる。日本法人が、放送事業者に対して名義書換請求をした。そのときその日本法人には、外国法人等の株主はいなかったため、請求が受け入れられた。しかしその後、外国法人等が株主となり、一定程度以上の比率を持たれたとする。この場合には、最初の段階で名義書換を行ってしまっており、(1)の方法では対応できないので、議決権行使を制限するとされている。

なお、詳細については、省令（総務省）に委ねられている。

また、この点についても、平成 17 年 4 月 14 日に開催された、情報通信審議会情報通信政策部会（第 18 回）の議事録が参考になる。そこで参考までに、安藤放送政策課長の該当する発言を以下に引用する。

(…略…)放送局に対して名義書換請求が来たときには、一番極端な例で言いますと、全く外国人が株式を保有していない日本法人でしたと。したがって、こういう法人からの名義書換請求には、当然のことながら放送局は応じなくてはなりませんから、株式名簿に載ります。載った後に、その日本法人がなぜかよくわかりませんが、外国人に次から次へと株式を持たせてしまって、一定程度以上の比率を持たれてしまうと。それで、間接出資の計算対象に入ってきました。その結果として 5 分の 1 を超えてしまう事態になったら、非常に困った事態になります。この場合には、とにかく最低限、議決権のところだけは、申しわけないですけども、ちょっと有しないこととさせていただきます。

そのほかの権利、要するに株主名簿に載っておりますから、そのほかの配当請求権でありますか、そういった議決権にかかわる権利以外の部分はすべて有効で、最低限のところだけ、申しわけないのですが制限させていただきます。(…略…)

## 4. 外資規制に関する改正部分の施行日

改正法では、「公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日」とされている(改正法附則1条)。

新聞報道等によれば、平成18年(2006年)春とされている。

### ・総務省の公表資料

執筆段階において、総務省の公表している資料として、次のようなものが存在する。

#### 改正法(「電波法及び放送法の一部を改正する法律」)の法案段階の概要、要綱など

- ・総務省の以下のホームページに掲載  
[http://www.soumu.go.jp/menu\\_04/k\\_houan.html](http://www.soumu.go.jp/menu_04/k_houan.html)

#### 平成17年(2005年)4月14日に開催された、情報通信審議会情報通信政策部会(第18回)の議事録など

- ・総務省の以下のホームページに掲載  
[http://www.soumu.go.jp/joho\\_tsusin/policyreports/joho\\_tsusin/joho\\_bukai.html](http://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/policyreports/joho_tsusin/joho_bukai.html)